

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレーン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年8月31日発行

有限会社トータルマネジメントブレーン Mail : [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp)

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アケイ南森町6F

担当：池田 翔

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

## 個人版事業承継税制の相続税の納税猶予の概要

日本では高齢化が進み、国は個人事業者の円滑な事業承継は喫緊の課題であり、支援する必要があるとして平成31年1月1日以後の贈与・相続から「個人事業主についての納税猶予制度（事業承継税制）」を創設しました。前回（No.522）は概要について触れましたが、今回はこの個人版事業承継税制の相続税の納税猶予制度についてご説明致します。

**1. 個人事業の相続税の納税猶予の概要**……特例事業相続人等が、平成31年1月1日～令和10年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産の全てを取得し、事業を継続していく場合、担保の提供を条件に、特例事業相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。

**2. 先代経営者の要件**……①相続開始の直前において、特定事業用資産に係る事業を行っていた者である場合には、その事業について、その相続開始の日の属する年、その前年、その前々年の確定申告書を65万円青色申告特別控除の適用を受けて提出していること。②①以外の者である場合には、①の相続開始の直前において、①の者と生計を一にする親族であること及び①の者の個人事業承継税制の適用に係る相続の開始の時後に開始した相続に係る被相続人であること。

**3. 特例事業相続人等**……承継計画に記載された次の要件を満たす相続人等（承継計画に記載できる相続人等は最大で3人までと考えられます）が相纳税猶予の適用を受けることができます。

①中小企業経営承継円滑化法の中小企業で特例円滑化法認定を受けていていること②相続開始の直前において、その特定事業用資産に係る事業（準ずる事業として駐車場業及び自転車駐車場業が含まれる）に従事していたこと（被相続人が60歳未満で死亡した場合には不要）③相続開始の時から相続税の申告期限までの間に、その特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、その申告期限まで引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること④相続税の申告期限において、その特定事業用資産に係る事業について開業届を提出し、青色申告の承認を受けていること、又は受ける見込みであること⑤相続開始の時において、その特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊営のいずれにも該当しないこと⑥その特定事業用資産等について、小規模宅地等の特例の適用を受けていないこと⑦中小企業経営承継円滑化法の承継計画の確認を受けていること

なお、事業所等が複数あり、それぞれ別の特例事業相続人等が引き継ぐ場合、その人数に制限はありません。

**4. 猶予税額の計算**……猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様となっています。ただし、事業の為の債務は特定事業用資産の価額から控除して計算することとされています。

**5. 猶予税額が全額免除される場合**……①特例事業相続人等が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合②特例事業相続人等が一定の障害事由に該当した場合③特例事業相続人等について破産手続開始の決定があった場合④相続税の申告期限から5年経過後に次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合

**6. 猶予税額が一部免除される場合**……①同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合。②民事再生計画の認可決定等があった場合。③経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき。なお、上記5. 6の場合には、過去5年間に特例事業相続人等の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除されません。

**7. 猶予税額の納付と利子税**……特例事業相続人等が、①特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。②特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。上記により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税を併せて納付する必要があります。

**8. 都道府県知事認定の申請期限・有効期限**……都道府県知事への認定の申請期限は被相続人の相続開始の日の翌日から8月を経過する日となります。また、認定の有効期限は円滑化法認定を受けた日の翌日から2年を経過する日となります。なお、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と異なり、本制度は年次報告の提出を要しません。

**9. 取消事由・報告**……①取消事由→都道府県知事は、経営承継円滑化法の認定を受けた後継者が死亡した場合等一定の事情が生じたことが判明したときはその認定を取り消すことができることとされています。②報告→経営承継円滑化法の認定を受けた後継者は、取消事由に該当した場合には、該当することとなった日の翌日から1月（一定の場合には4月）を経過する日までに、都道府県知事にその旨を報告しなければなりません。

個人版事業承継税制は病院・診察所、旅館、塾、町工場等の個人用事業資産を多額に所有する事業者は大いに使うメリットがあります。ご活用をお考えの方や提案されたい方、若しくはご不明な点がございましたら池田までご連絡下さいませ。